

重要事項説明書

R7. 10. 1

かんがるー保育園

1 施設運営主体

名 称	合同会社 かんがるー保育園
所 在 地	大分市大字中判田1737の6
電 話 番 号	097-578-7935
施 設 長 氏 名	園長 三浦 富江

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育園
施 設 の 名 称	かんがるー保育園
施 設 の 所 在 地	大分市大字中判田1737の6
連 絡 先	電話 097-578-7935 FAX 097-578-7935
管 理 者	事務長 三浦 一夫
利 用 定 員	2号認定こども(保育認定) 23人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:3人 1・2歳:14人
実 施 する 事 業 の 種 類	延長保育
開 設 年 月 日	平成 30年 4月 1日

3 運営の方針

- ・入園する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの成長にふさわしい場所を提供する。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの実態や発達過程を踏まえた保育の提供に努める。
- ・子どもの家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努める。

4 保育を提供する曜日・時間・休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保 育 時 間	[保育標準時間認定を受けた方] 7:00～18:00(11時間) [保育短時間認定を受けた方] 8:00～16:00(8時間)
延 長 保 育	標準時間 18:01～19:00まで(別途追加料金あり) 短時間 7:00～ 7:59まで(別途追加料金あり) 短時間 16:01～18:00まで(別途追加料金あり)
休 園 日	年末年始(12月29日～1月3日)及び日曜・祝日

5 職員体制

当園では、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

(令和 7年 4 月 1 日現在)

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
園長	1名		1名	
副園長	1名		1名	
主任保育士	1名		1名	
保育士	6名	4名	10名	
調理員	1名	1名	2名	
子育て支援員		2名	2名	
事務長	1名		1名	
事務員	1名		1名	
合計			19名	

6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

上記4に記載する時間において保育を提供します。

(2) 延長保育

保育標準時間及び保育短時間の認定者については提供を行います。

7 給食等について

(1) 提供方針

給食については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べることができ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しています。

(2) 提供方法

自園調理で完全給食。

(3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、月末に翌月の献立表を配布します。

(4) 3歳児以上は主食(ごはん)のみ登園日に持参ください。

(5) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギー等により食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師の診断書(保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表)を基に、ご相談のうえ、除去するなどの対応をします。(例 卵、牛乳、そば等)

※すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。

(6) 衛生管理等

調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

8 保護者負担について

(1) 入園後の費用負担

① 毎月の保育料: 認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額

② 延長保育料: 延長保育を実施した翌月に請求し納入 (別表2に定める金額)

保育標準時間認定者が延長の場合

18:01以降 18:15まで 500円

18:16以降 5分ごとに 100円追加

短時間認定者が延長の場合

16:01以降 18:00まで 100円

18:01以降 18:15まで 500円追加

18:16以降 5分ごとに 100円追加

③ 副食費の徴収(2号認定子ども 3才児以上)

毎月の副食費1ヶ月当たり 4,500円を保育料と別に請求し納入

④実費負担費目

費 目	代 金
・副食費（2号認定のこども、3歳児以上）	4,500 円（月額）
・遠足等での公共交通機関利用代	実 費
・園服（2 歳児以上）	5,050 円（リユース可）
・赤白帽子（全員）	1,050 円
・体操服上下（2 歳児以上）	3,520 円（リユース可）
・新学期用品〈クレパス、自由帳、縄跳び他〉 （3歳児以上）	4,000 円
・保護者会費（保護者会が管理）	500 円（月額）
・体操教室（3才児以上）	500 円（一部負担金）
・スイミング教室（オムツがとれた3歳児以上の 希望者）	2,800 円（月額）
・ポピー教材学習（3歳児以上の希望者）	1,500 円（月額）
・日本スポーツ振興センター共済掛金（任意）	210 円（年額）
・その他、個別に所有又は専有する物品等	別途書面によりお知らせ

※写真については、hugsnap(ハグスナップ)を利用し保護者が業者から直接購入

(2) 上記①の保育料、②の延長保育料、③の副食費代、④の保護者会費およびその他の負担額は保護者指定の口座より、毎月 27 日（金融機関が休業日の場合、次の営業日）に引き落としします。

(3) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用については返還いたしません。

(4) 以下の物品については、ご家庭で用意し持参していただきます。

おむつ（ストック用）、ジプロック1枚、お昼寝用布団、毛布、バスタオル、
ビニール袋35号（ストック用）、お尻ふき、哺乳びん、虫よけ（スキンガード等）

【毎日持参するもの】

手拭きタオル1枚（3歳以上）

おしぼり3枚（ジプロックに入れる）

※使用済みのおむつは、当園で処分いたします。

9 当園の利用に際し留意いただきたいこと

登降園管理システムについて

令和6年4月よりICTシステムを導入し登降園の時刻管理をタブレット端末で行っています。また、お子様の体調管理や一日の様子も同システムでお伝えするようにしています。保護者の方はご自身のスマートフォン、タブレット等で確認や申請等ができます。

(1) 欠席する場合や登園の時間が遅れる場合

当日の欠席連絡をする場合や登園が遅れる場合は、その日の9:00までに連絡をお願いします。

(2) お迎えが遅れ延長保育が必要な場合

決められた退園時刻の30分前までに連絡をしてください。

(3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず検温や健康状態等の確認を行ってください。

(4) 感染症について

インフルエンザ・コロナ・麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症に罹患した場合は、感染拡大防止のため必ず登園停止期間を経過してから登園してください。

(5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし医師の判断により、治療のため服薬が必要な場合に限り保護者の承認を得た上で行うことができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。与薬については薬の受け渡し方法、投薬方法等を記載した「与薬依頼書」が必要となります。なお、市販の薬は受け付けません。

プライバシーポリシーについて

子どもの活動の様子などホームページやマスコミ等により映像や写真等で公開される場合があります。映像や写真の掲載にご同意いただけない場合、または一度ご同意をいただいた後で掲載の停止をご希望される場合は担任までお申し出ください。

10 利用の終了について

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学した時。

(2) 児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時。

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じた時。

11 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

名 称	大南クリニック
医 院 長 名	阿南 敏郎
所 在 地	大分市中判田1864番地
電 話 番 号	097-597-6633

(2) 歯科

名 称	むくもと歯科医院
院 長 名	棕本道夫
所 在 地	大分市中判田1734番地の8
電 話 番 号	097-597-0168

12 緊急時の対応

当園では、容体悪化等の変化が認められた場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。乳幼児のかかりつけの医師の連絡先を届け出てください。

13 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2) 保険の種類

幼稚園・保育園賠償責任保険

(3) 保険支払い限度額

1名につき 50,000千円

1事故につき 500,000千円

(4) 保険期間

令和7年 1月 8日～令和8年 1月 8日(1年間 毎年切替)

※ 日本スポーツ振興センター共済については保護者の任意加入としています。

14 非常災害時の対策

避難訓練	火災避難訓練 地震防災訓練
防災設備	消火器 火災警報器 防災製品 安全装置付調理器具
避難場所	一時避難場所:保育園前の駐車場広場 指定緊急避難場所:判田小学校又は判田中学校（指定避難所）
児童の受け渡し方法	園または避難場所へ迎えに来た保護者へ直接受け渡し
火災避難訓練日	基本的に毎月第3木曜日に実施

15 災害時における臨時休園について

大分市の災害時における幼児教育・保育施設等の臨時休園に関する基準に基づき、次の場合には臨時休園とします。

(1) 風水害や土砂災害の場合

事 象	開園前 (午前6時時点)	保育中
警戒レベル3 高齢者等避難の発令等	原則、臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。
警戒レベル4 避難指示の発令等	臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。

(2) 地震の場合

事 象	開園前 (午前6時時点)	保育中
市内で震度5強以上の 地震が発生した時	原則、臨時休園	全児童の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。

16 保育内容に関する相談・苦情

当園では、利用者からの要望・苦情に適切に対応するための窓口を以下のとおり設置しています。

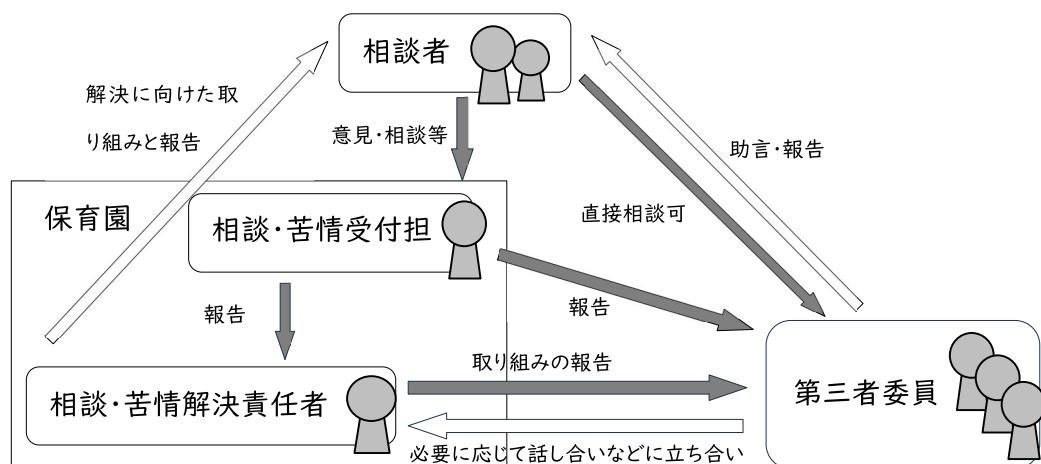
相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 利用者からの具体的な苦情の内容を聴き取ります。	河津 智美(主任保育士)
相談・苦情解決責任者 利用者等の苦情申出人と話し合いをし解決に向けて取組めます。	三浦 富江(園長)
第三者委員 利用者は、第三者委員に苦情を直接申し出ることができます。 利用者に助言を行い、利用者からの求めに応じて苦情解決責任者との話し合いに立会う等、公平な立場で適正に苦情解決に取り組む、円滑、円満に解決を図るように努めます。	多田 テツ(児童相談員) 氏田 千佳子(大分市地域コーディネーター) 三田井 精子(旦の原保育園長)

苦情の受付

文書、口頭による申し出により受付をいたします。

解決までの流れ



同意書

かんがる一保育園長 殿

令和 年 月 日

私は、かんがる一保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

(これは、令和7年 10月 1 日作成の重要事項説明書に対する同意書である)

保護者 住 所

氏 名

印

園児との続柄

園 児 氏 名